

## 被災された方へ 無料法律相談のご案内

町では、台風第19号で被害を受けた方を対象に無料法律相談を実施します(予定)。相談を希望する方は、ご連絡をお願いします。

- 対応者 栃木県弁護士会 ■締切り 12月25日(水)午後5時
- ※相談実施日は後日ご連絡します。申込みがない場合は実施しません。
- 申込み・問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6901

令和元年10月12日発生

## 台風19号被害に伴う 支援制度のお知らせ

12日に日本に上陸した台風19号は、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらしました。

町においては、人的被害はありませんでしたが、主なものとして住家床上7棟・床下17棟の浸水被害、農地・農業用施設約700カ所、町道約80カ所、河川36カ所、町営水道被害による断水73戸等の被害が確認されています。(10月29日現在)

このたびの災害にあたり、町の災害復旧等支援制度についてお知らせします。

### り災証明書の発行

り災証明書は、災害で被害を受けたことを公的に証明するもので



す。災害で家屋が被害を受けた場合、被害にあった家屋の現地調査を行い、被害程度の判断をした上で、り災証明書を発行します。

▼主な用途 台風被害の家屋修繕に伴う各種保険申請等に利用される場合があります。

▼申請方法 ①窓口や電話で税務課に調査依頼をしてください。

②職員が被害認定調査を実施します。申請者または家族等の立会いをお願いします。

③申請書の提出後、り災証明書を発行します。

▼被害認定調査の申請受付

- ・期間 12月25日(水)まで
- ・時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・場所 税務課(本庁1階)

▼注意点 り災証明書を申請する前に修繕する方は、被害状況がわかる写真の撮影をお願いします。被害状況が確認できない場合は、り災証明書を発行することができません。

▼問合せ 税務課資産税係 ☎72-6905

### 町税等の減免

家屋や土地に被害を受けた方で、その被害が一定の基準に該当する方は、申請により、町税等(町民税、固定資産税、国民健康保険税

介護保険料、後期高齢者医療保険料)の減免が受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 税務課町民税係 ☎72-6903

### 被災者への見舞金の支給

災害で被災された次の対象者に、町と那須町社会福祉協議会から見舞金を支給します。

▼対象者 居住する住宅の被害の程度が、左表に該当する方

▼支給方法 口座振込 ※対象者には、通知します。

▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎72-6917

▼医療機関等での窓口負担免除 住家の全半壊、床上浸水等に該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口で申告すること、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが不要となります。(令和2年1月末まで)

詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 住民生活課医療保険係 ☎72-6909

保健福祉課介護保険係 ☎72-6910

### 災害復興住宅融資

自然災害により被害が生じた住宅の所有者等で、町が発行する「り災証明書」が交付されている方を対象とした住宅復旧のための建設資金、購入資金、補修資金に対する融資制度です。

▼申込期間 被災日から2年間

▼融資限度額 1,689万円(建設)

▼融資金利 年0.24%(令和元年10月1日現在)

▼問合せ 住宅金融支援機構 ☎0120-086-353

被災物件	被害の程度	町	
		町	町社協
自己の居住する家屋	全壊、全焼、大規模半壊、流失	10万円	2万円
	半壊、半焼	5万円	1万円
	床上浸水	3万円	1万円
	一部破損(損害割合5%以上)	1万円	5千円
自己の所有かつ使用する納屋・倉庫等(延べ床面積100㎡以上のもの)	全壊、全焼、大規模半壊、流失	3万円	1万円
	半壊、半焼	1万円	5千円